

令和2年9月17日

富山県観光・交通振興局
総合交通政策室航空政策課長

富山空港におけるビジネスジェットの連続駐機について（ご案内）

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、富山県では、この度、富山空港におけるビジネスジェットの駐機場所・時間を以下の表のとおり変更し、これまで認めておりませんでした連続駐機も可能といたしましたので、ご案内させていただきます。

また、お客様の旅程企画の際には、富山県内の観光地やグルメスポットなどを組み込んでいただきたいと考えており、お声掛けいただければ情報提供させていただきますので、お気軽にお申し付け下さい。

1. 供用開始日時 令和2年9月10日午前7時から
2. 駐機場所、駐機時間

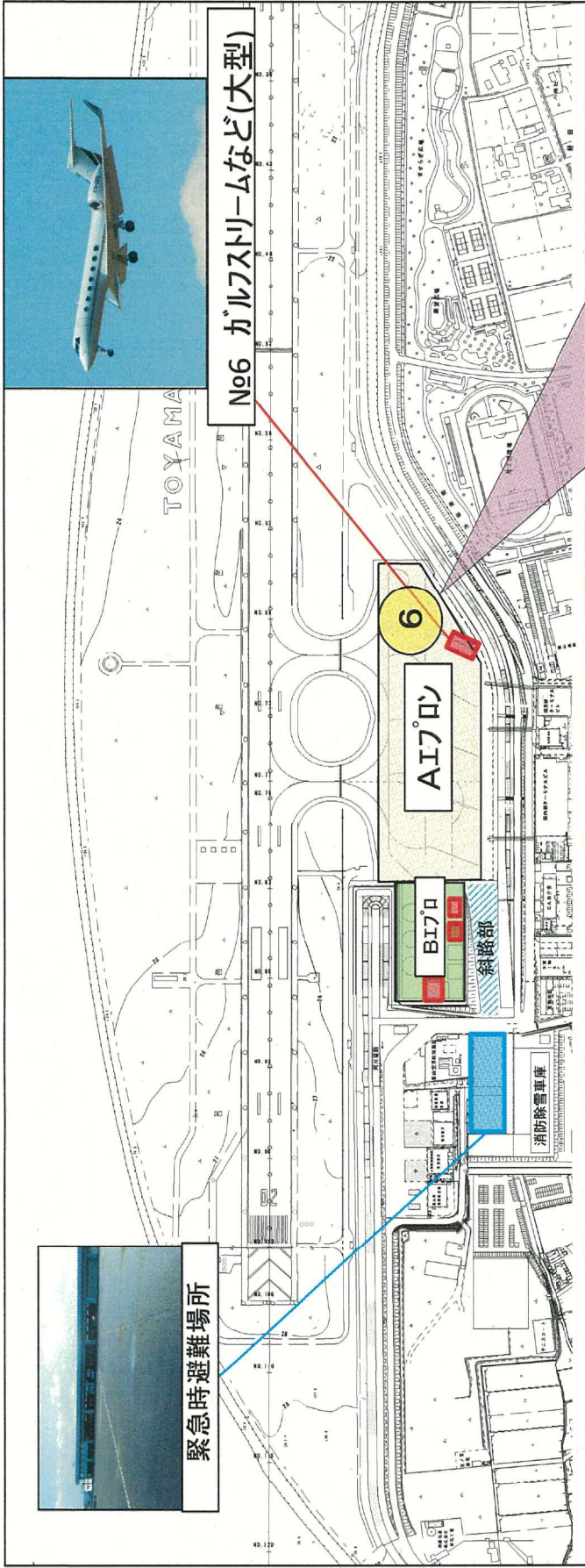
ビジネスジェット エプロン運用 新旧比較表			
	エ プ ロ ン	旧	新
駐機 場所	A	・国内機 スポット6	同 左(変更なし)
		・国際機 スポット6	同 左(変更なし)
	B	・国内機 スポット15(全長18m×全幅20m)	・国内機 <u>スポット11,12(全長14m×全幅21.5m)</u> <u>スポット15(全長26.5m×全幅21.5m)</u>
		-	・国際機 <u>スポット11,12(全長14m×全幅21.5m)</u> <u>スポット15(全長26.5m×全幅21.5m)</u>
駐機 時間	A	・国内・国際機 原則90分、夜間駐機不可	・国内・国際機 <u>1週間単位連続駐機可※</u> <u>(※管理事務所の許可が必要)</u>
	B	・国内機 1週間単位連続駐機可	同 左(変更なし)
		-	・国際機 1週間単位連続駐機可

変更箇所

3. その他

連続駐機には、洪水時の避難体制確保などの許可条件があります。詳細は、富山空港管理事務所にお尋ねください。

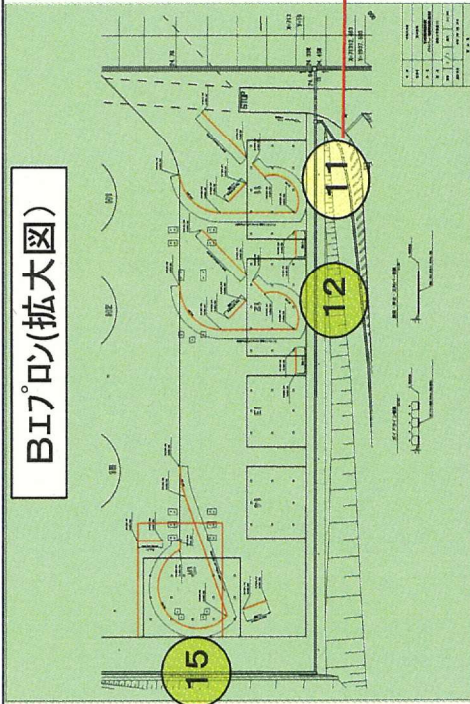
4. 連絡先 富山県総合交通政策室空港施設班 佐伯、高沢 TEL076-444-3102
富山空港管理事務所 TEL076-495-3055



No6 ガルフストリームなど(大型)



緊急時避難場所



BI7口(拡大図)



No15 セスナサイテーション
など(中型)



No11,12 ホンダジェットなど(小型)

・No6スポットが、大型のビジネスジェットの駐機場所となります。
※Aエプロンも、連続駐機可能といたしました。

・No11,12,15スポットが、小型～中型のビジネスジェットの駐機場所となります。
※Bエプロンは国内機専用でしたが、国際機も駐機可能といたしました。